平成２８年（フ）第２６５８号
横浜市旭区金が谷２丁目14番32―101号
破産者　村上　洋満
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３５号
静岡市清水区庵原町1423番地の１　プリムヴェールＡ202、開始決定時の住所静岡市清水区石川24番地の１　エトワール301
破産者　堀川　裕矢
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１４号
静岡県浜松市東区大瀬町518番地
破産者　黒川　和秀
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
静岡県浜松市南区三和町133番地の２
破産者　鈴木　真理
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６１６号
京都市左京区岩倉長谷町545番地２　ドミール・グランシャリオⅡ　101、開始決定時の住所京都市左京区上高野前田町１番の１、１番の２合地
破産者　佐古田英之
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
奈良市川上町432番地の２、破産手続開始決定時の住所奈良市法蓮町1921番地の123
破産者　村川興業こと村川昭市こと昭建商事こと　村川　昭一
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２００号
奈良県大和郡山市馬司町231番地１　コーポレート筒井201
破産者　比嘉　康之
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３３号
愛媛県西条市福成寺甲351番地５
破産者　飯尾　義明
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１９４号
大分県別府市野口元町３番35号
破産者　高橋　　進
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２２９８号
大阪市北区天神橋１丁目５番７―1001号、前住所大阪市北区与力町６番６―1502号
破産者　松尾　正司
1　破産債権の届出期間　平成29年９月25日まで
2　一般調査期日　平成29年10月26日午後２時
平成29年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２７号
仙台市太白区大野田字上古川31番地の15　グロリアーズ富沢101
破産者　袖澤　　充
1　破産債権の届出期間　平成29年９月27日まで
2　一般調査期日　平成29年11月24日午前10時
平成29年８月28日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２２９２号
大阪府東大阪市吉原２丁目４番８号
破産者　株式会社林歐文堂
1　破産債権の届出期間　平成29年９月29日まで
2　一般調査期日　平成29年10月30日午後２時30分
平成29年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６号
大阪府岸和田市小松里町2188番地パルファン小松里506号
破産者　矢野多江子
1　破産債権の届出期間　平成29年９月29日まで
2　一般調査期日　平成30年１月22日午後１時30分
平成29年８月30日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
広島県東広島市西条土与丸１丁目３番33―404号　横山ビル
破産者　禎田　春子
1　破産債権の届出期間　平成29年９月29日まで
2　一般調査期日　平成29年11月７日午前11時
平成29年８月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３８号
奈良市中町5043番地の17　サンビレッジ学園前東坂Ｄ棟102、前住所京都市上京区中立売通浄福寺西入加賀屋町384番地３　サイセリア京都ジュラクダイ301号
破産者　西巻　　優
1　破産債権の届出期間　平成29年10月12日まで
2　一般調査期日　平成29年11月15日午前11時
平成29年８月30日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４５４１号
大阪市此花区梅香３丁目13番２号
破産者　有限会社マドカ建設
1　破産債権の届出期間　平成29年10月24日まで
2　一般調査期日　平成29年11月30日午後２時
平成29年８月29日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２８年（フ）第６３号
山口県下松市昭和町１丁目３番11号
破産者　広実　正美
異議申述期間　平成29年10月18日まで
平成29年８月30日　山口地方裁判所周南支部

免責許可決定

平成２９年（フ）第１９号
高知県四万十市具同7605番地１
破産者　今城　良子
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部